
入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 2 月 27 日

高知県警察本部長 岩田 康弘

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称

被留置者用給食(朝食・昼食・夕食)

(2) 購入物品の規格、予定数量等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

高知県警察本部高知留置施設、高知東留置施設及び南国留置施設

(5) 入札方法

ア 入札金額は、1 食当たりの単価(朝食・昼食・夕食を同額とする。)を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、少数点以下第 1 位までとする。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4 の(4)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和 6～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4 の(4)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和 5 年 9 月高知県告示第 638 号。以下「告示」という。)第 1 の 2 の(9)に該当し、告示第 7 の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること
又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した購入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号781-8588

高知市大津乙807-1

高知県警察本部警務部留置管理課 指導係

電話番号088-866-0110（内線574）

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年2月27日（金）から令和8年3月24日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加申請書等の提出場所

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内2丁目4番30号

高知県警察本部警務部会計課 用度係

電話番号088-826-0110（内線2256）

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月25日（水）午後1時30分

イ 場所

高知市大津乙807番地1

高知東警察署3階地域控室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札書の郵送

認めない

(4) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した物品及び数量を確実に納入し得ることができることを証明する書類を、令和8年3月12日(木)午後5時までに3の(3)の入札参加申請書の提出場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 令和8年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合(修正されて議決された場合を含む。)は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。